

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成27年10月31日 15時40分ごろ
発生場所	大分県津久見市保戸島北西方沖 保戸島港防波堤灯台から真方位325° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯33° 07.3′ 東経131° 59.0′）
事故の概要	漁船改政丸は、北西進中、機関室に浸水し、転覆した。 改政丸は、主機等の濡損を生じた。
事故調査の経過	平成27年11月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 改政丸、4.9トン OT3-47271（漁船登録番号）、株式会社松本商店 10.35m（Lr）×2.73m×0.99m、FRP ディーゼル機関、281kW、昭和60年1月14日
乗組員等に関する情報	船長 男性 34歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年8月12日 免許証交付日 平成24年1月25日 （平成29年9月12日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	主機、航海機器、電線、バッテリー等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向北東、波高約1m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成27年10月31日15時00分ごろ、活魚を満載して保戸島から出航し、大分県大分市佐賀関漁港 <small>さかのせき</small> に向け、約4ノットの対地速力で北西進していた。 船長は、保戸島から出航した際、本船が少し右舷側に傾いていることを知っていたが、日頃から両舷にある燃料タンクの左舷側から燃油を使用しており、右舷側に傾いた状態が多かったため、特に気にならなかった。 船長は、本船が津久見市観音崎 <small>かんのさき</small> 北東方沖を航行していたとき、右舷側への傾きが少しずつ大きくなっていることに気付き、船舶所有会社

	<p>代表者（以下「代表者」という。）に電話を掛けてその旨を伝えた。</p> <p>代表者は、別の所有船（以下「僚船」という。）で保戸島から津久見市地無垢島に向かっている途中に船長から連絡を受けたが、ふだん本船に乗っており、右舷側に傾いている状態がいつもどおりのことで問題ないと答えた。</p> <p>船長は、代表者から右舷方への傾きが問題ないと言われて航行を続けていたが、更に右舷側に傾いてきたので、再度代表者に電話を掛けて右舷側への傾きが止まらないことを伝えた。</p> <p>代表者は、機関室で何か不具合があったのではないかと考え、機関室を見に行くよう船長に指示した。</p> <p>船長は、主機を停止すれば本船が横倒しになると考え、速力を維持した状態で、機関室に行こうとしたが、既に操舵室出入口の右舷側扉の下付近まで海水に浸かっていたので、左舷側の窓から脱出した。</p> <p>船長は、操舵室の後方に移動し、機関室出入口のハッチを開けて機関室を見たところ、主機の半分程度が海水に浸かっており、主機が停止したことを知った。</p> <p>本船は、船長が、操舵室左舷外壁に上って体を支え、代表者に電話を掛けて救助を待っていたところ、15時40分ごろ右舷側を下に横倒しの状態となった。</p> <p>代表者は、僚船で本船に赴き、15時53分ごろ船長を救助した後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、横倒しの状態で漂流していたが、北東からのうねりを受けて転覆した。</p> <p>本船は、別の僚船にえい航されて保戸島に戻った。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>代表者は、ふだん本船に乗船しており、先に左舷側の燃料をある程度使用した後、コックを切り替えて右舷側の燃料を使用することを常としていた。</p> <p>代表者は、本事故当日の午前中、本船に乗船していたが、何も異状を認めていなかった。</p> <p>本船は、本事故時の喫水が不明であるが、中央部での乾舷が約0.15～0.2mであった。</p> <p>船長は、本船に乗船する際、乗組員として乗船する機会が多く、1人で乗船した経験が少なかった。</p> <p>本船は、本事故後、機関整備業者が主機を陸揚げし、開放整備を行ったところ、‘主機の右舷側にある潤滑油冷却器の冷却用海水入口側の蓋の下部に直径約20mmの腐食穴’（以下「本件腐食穴」という。）が発見された。</p> <p>機関整備業者は、本件腐食穴が電食により発生したと思ったが、本件腐食穴の発生した蓋を交換する際、同蓋の内側に付いていた防食亜</p>

	<p>鉛の状態を確認しなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>(写真1 本件腐食穴発生場所 参照)</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本事故は、本船が、観音埼北東方沖を北西進中、本件腐食穴から海水が漏れたことから、機関室に浸水し、本船が横倒しの状態となり、その後、うねりにより転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、左舷側燃料タンクから先に使用していたことで、出航時から右舷側に傾いており、機関室に浸水した際、右舷側に海水が溜まり、右舷側に横倒しになったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、観音埼北東方沖を北西進中、本件腐食穴から海水が漏れたため、機関室に浸水し、本船が横倒しの状態となり、その後、うねりにより転覆したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、出航前に主機の発航前検査を行うこと。 ・ 船長は、船に異状を感じた場合は、早めに原因を調査することが望ましい。 ・ 防食亜鉛の状態を定期的に確認することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

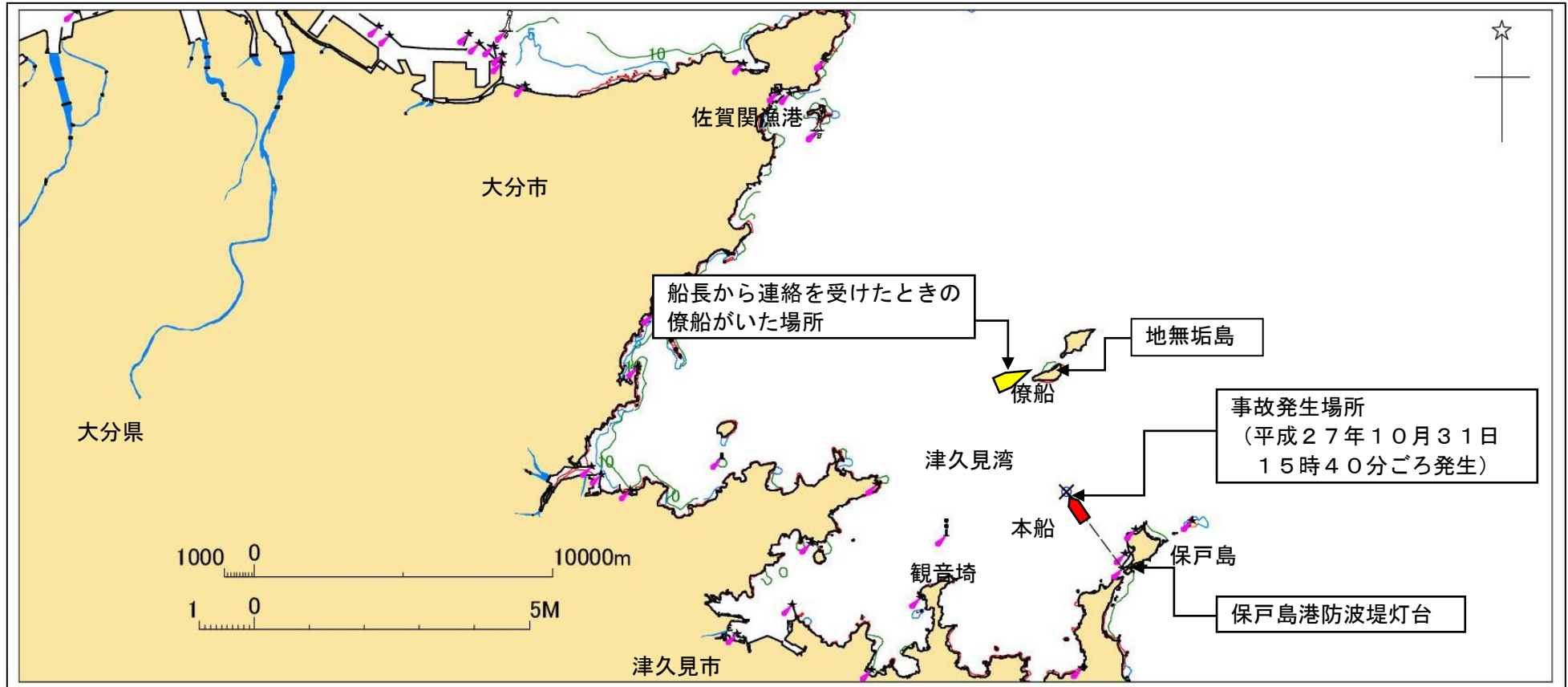


写真1 本件腐食穴発生場所

